

環廃対発第1502275号
平成27年2月27日

各都府県知事殿

環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部長

廃棄物処理施設整備交付金交付要綱の取扱いについて

廃棄物処理施設整備交付金交付要綱については、平成27年2月27日付環廃対発第1502275号環境事務次官通知により指示されたところであるが、今般、その取扱について別紙「廃棄物処理施設整備交付金交付取扱要領」により行うこととしたので、通知する。

廃棄物処理施設整備交付金交付取扱要領

1. 循環型社会形成推進地域計画の提出について

- (1) 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）は、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の作成に当たり必要に応じて都府県及び環境省と意見交換を行うための会議を開催すること。
- (2) 市町村は、作成した地域計画を所管都府県を経由して環境大臣に提出すること。
- (3) 提出された地域計画について、環境省は当該地域計画の記載事項の内容や記載もれがないかを確認する等の審査をした上で、速やかに承認するものとする。

2. 交付金の交付の申請について

- (1) 交付対象事業者は、環境大臣あて交付申請することとし、「交付金交付申請書」を所管都府県知事に提出（都府県が実施する事業を除く。）すること。
- (2) 所管都府県知事は、交付対象事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、「交付金交付申請報告書」を環境大臣に提出すること。

3. 交付金の交付決定変更の申請について

- (1) 交付対象事業における交付金の事業間、費目間の調整は自由であるが、地域計画の内容の著しい変更を伴うものは、「交付金交付決定変更申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。
- (2) 所管都府県知事は、「交付金交付決定変更申請報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。

4. 交付対象事業の完了予定期日の変更について

- (1) 交付対象事業が予定の期間内に完了しないため、交付対象事業完了予定期日（以下「完了予定期日」という。）を変更しようとする場合は、環境大臣に報告するものとする。
ただし、交付金の繰越を伴わない場合であり、かつ変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（交付金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日とする。）後6箇月以内である場合は、この限りではない。

(2) 完了予定期日の変更を報告しようとする交付対象事業者は「交付対象事業の完了予定期日変更報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて環境大臣に提出すること。

(3) 前号にかかわらず、完了予定期日の変更が地域計画の内容の著しい変更に伴う場合は、交付金の交付決定の変更の申請に含めて行うこと。

5. 申請等の様式について

申請書等の様式は、次のとおりとする。

(1) 交付金交付申請書	様式第 1
(2) 交付金交付申請報告書	様式第 2
(3) 交付金交付決定変更申請書	様式第 3
(4) 交付金交付決定変更申請報告書	様式第 4
(5) 交付対象事業の完了予定期日変更報告書	様式第 5
(6) 交付金交付決定取消申請書	様式第 6
(7) 交付金事業実績報告書	様式第 7
(8) 循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書	様式第 8

6. 事業費の費目の内容及び算定方法について

(1) 交付金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）の区分及び各費目の内容は、別表1の第I欄及び第II欄に掲げるものとする。

なお、様式第1「交付金交付申請書」及び様式第3「交付金交付決定変更申請書」で定めている「工事費」は、本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費、工事雑費の総計とする。

(2) 交付対象事業費の算定の要領及び基準については、別表1の第I欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第IV欄に掲げる基準額と比較して少ない方の額を選定し、掲げる基準額の合計とする。

(3) 設計単価及び歩掛の算出について、前号の定めにより難い特別な事情があるときは、諸要素を勘案して適正な単価等を用いて算出し、その算出に用いた資料を提出すること。

7. 交付金の交付決定の取消申請について

交付金の交付の決定があった後、事情の変更等により、特別な事由が生じたため、当該交付金の交付決定の取消しを申請しようとするときは、様式第6「交付金交付決定取消申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。

8. 交付金事業事務の標準的処理期間

(1) 交付金交付申請の受理後、交付を決定するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(2) 都府県知事においては、交付金交付申請書の受理後、環境大臣に提出するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

9. 状況報告等

環境大臣は、必要と認めるときは、交付金の交付の決定を受けた交付対象事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができるものとする。

10. 実績報告

この交付金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7「交付金事業実績報告書」を都府県知事に提出するものとする。ただし、都府県が実施する事業の場合は、「都府県知事」を「環境大臣」と読み替えるものとする。

11. 事後評価

(1) 「廃棄物処理施設整備交付金交付要綱」（平成27年2月27日付環廃対発第1502275号環境事務次官通知。以下「交付要綱」という。）第9第1項の規定による事後評価は、次に定めるところにより行うものとする。

ア. 事後評価は、地域計画の目標の達成状況等について行うものとする。

イ. 事後評価の報告は、様式第8「循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書」によるものとする。

ウ. 市町村は、イ. に定める報告書を都府県知事に提出し、都府県知事は当該報告書の内容を評価し、所見を付して環境大臣に報告するものとする。

エ. ウ. に定める報告の期限は、目標年度の翌年度の7月末までとする。

(2) (1)の事後評価の結果、地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった場合には、次に定めるところにより、目標達成に向けて改善を図るものとする。

ア. 地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった市町村は、速やかに、その要因及び目標の達成に向けた方策等を内容とする改善計画書を作成するものとする。

イ. 市町村は、ア. に定める計画書を都府県知事に提出し、都府県知事は当該計画書の内容を評価し、所見を付して環境大臣に提出するものとする。

ウ. イ. により改善計画書の提出を受けた環境大臣は、特に目標達成が見込まれない市町村に

対しては、目標達成に向けた重点的な助言その他必要な措置を行うものとする。

(3) 事後評価を行った市町村は、その結果をインターネット又は広報誌への掲載等により公表するものとする。また、(2)の規定による改善計画書を作成した場合、併せてこれも公表するものとする。

12. その他

特別の事情により、1(2)、6及び10に定める算定方法及び手続等によることができない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

13. 交付の対象となる事業の細目基準

交付金の交付の対象となる事業にあっては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。

14. 交付対象事業の範囲

交付対象事業は、次に掲げる事業であって、交付対象事業者における交付対象事業費の合計が10,000千円以上となるものであること（ただし、施設整備に関する計画支援事業及び廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業についてはこの限りではない。）。

(1) 新設（更新を含む。以下同じ。）に係る事業

新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な施設を建設するものであり、交付要綱別表1の第1項から第5項までの事業とし、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、以上のほか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア. マテリアルリサイクル推進施設のうち、サテライトセンターについては、地域におけるごみ処理の広域化・集約化に伴って、ごみ焼却施設の跡地を利用して整備するものに限る。

イ. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設については、エネルギー回収率20.5%相当以上（規模により異なる。）の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

ウ エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、メタンガス化施設については、メタンガス化施設からの熱利用率350kWh／ごみトン以上の施設を整備するものであり、メタン発酵残さとその他のごみ焼却を行う施設と組み合わせた方式を含み、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

エ. 上記イ. のうち、ごみ焼却施設に高効率エネルギー回収に必要な設備を整備する場合は、

エネルギー回収率24.5%相当以上（規模により異なる。）の施設であること、整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講すべき措置に関する、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合すること、原則として、ごみ処理の広域化に伴い、既存施設の削減が見込まれること（焼却能力300t／日以上の施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りでない。）及び別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

- オ. エネルギー回収推進施設のうち、ごみ焼却施設については、発電効率又は熱回収率が10%以上の施設を整備するものに限る。
- カ. エネルギー回収型廃棄物処理施設及びエネルギー回収推進施設のうち、ごみ固形燃料（RDF）化施設の整備については、発電効率又は熱回収率が20%以上のごみ固形燃料（RDF）利用施設へ安定的に持ち込むことが可能なものに限る。
- キ. ごみ固形燃料（RDF）発電等焼却施設及びごみ固形燃料（RDF）化施設については、「ごみ固形燃料の適正管理対策について」（平成15年12月25日付環廃対発第03122504号）の「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。
- ク. マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びエネルギー回収推進施設については、「石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について」（平成18年6月9日付環廃対発第060609002号）等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。
- ケ. 高効率ごみ発電施設については、発電効率23%相当以上（規模により異なる。）の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、原則として、ごみ処理の広域化・集約化に伴い、既存施設の削減が見込まれること（焼却能力300t／日以上の施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りではない。）及び別に定める「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

（2）増設に係る事業

増設に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の処理能力を増強させるため、当該廃棄物処理施設の一部を改造し、又は当該廃棄物処理施設の一部として廃棄物の処理に直接必要な設備を新たに整備するものであり、交付要綱別表1の第6項から第8項までの事業とする。

また、当該事業の実施にあたっては、14.（1）キ及びクに定める事業、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、以上のほか、最終処分場再生事業については、既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加する事業であって、その際に基準に適合する最終処分場とするものに限る。

なお、埋立処分容量の増加による新たな埋立終期に対応するために既存の水処理等の関連施設を改修する場合は、再生事業終了後の跡地利用を含む期間の費用を積み立てる等の財源確保措置を講じ、新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れていることを確認した上で総合的な計画である場合に限る。

(3) 改良・改造に係る事業

改良・改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改良・改造するものであり、交付要綱別表1の第7項及び第8項の事業とする。

なお、以上のほか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1／3）については、ごみ焼却施設又はし尿処理施設を対象とし、あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が3%以上削減されるものであり、事業実施後は全連続運転を行うものであって（ただし、し尿処理施設及び交付要綱第3第1項の豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域についてはこの限りではない。）、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではない。

イ. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1／2）については、上記ア. の要件中「3%以上」とあるのを「20%以上」とし、これに適合するものに限る。

(4) 施設整備に関する計画支援に係る事業

施設整備に関する計画支援に係る事業とは、交付対象事業である施設整備事業に必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等を行うものであり、交付要綱別表1の第9項の事業とする。

(5) 廃棄物処理施設の長寿命化総合計画策定に係る事業

廃棄物処理施設の長寿命化総合計画策定に係る事業とは、別に定める「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」に適合する廃棄物処理施設の総合的な長寿命化計画を策定するために地域単位での総合的な調整の観点を踏まえた上で必要な調査等を行うものであり、交付要綱別表1の第10項の事業とする。

15. 交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲

交付金の交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲は、次のとおりである。

なお、用地取得に係る別表1第IV欄における別に定める施設とは、エネルギー回収型廃棄物処理施設、エネルギー回収推進施設及び最終処分場とする（ただし、最終処分場については、既存の最終処分場に東日本大震災により生じた災害廃棄物を埋立処分した市町村が新たに最終処分場を整備する場合でその量に見合った部分についてはこの限りでない）。また、当該廃棄物処理施設等の範囲には、設備の予備品・消耗品・工具及び備品（次の（1）から（5）に該当する備品

は除く。) は含まないものとする。

(1) マテリアルリサイクル推進施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
 - ②破碎・破袋設備
 - ③圧縮設備
 - ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
 - ⑤中古品・不用品の再生を行うための設備
 - ⑥再生利用に必要な保管のための設備
 - ⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備
 - ⑧分別収集回収拠点の整備
 - ⑨電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
 - ⑩その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備
 - ⑪灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備
 - ⑫燃焼ガス冷却設備
 - ⑬排ガス処理設備
 - ⑭余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
 - ⑮通風設備
 - ⑯スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）
 - ⑰搬出設備
 - ⑱排水処理設備
 - ⑲換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 - ⑳冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備
 - ㉑前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ㉒前各号の設備と同等の性能を發揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
 - ㉓前各号の設備の設置に必要な建築物
 - ㉔管理棟
 - ㉕構内道路
 - ㉖構内排水設備
 - ㉗搬入車両に係る洗車設備
 - ㉘構内照明設備
 - ㉙門、囲障
 - ㉚搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
 - ㉛電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ㉜前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等
- イ. アの⑧、⑨、⑩の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。

(2) エネルギー回収型廃棄物処理施設、エネルギー回収推進施設、高効率ごみ発電施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
 - ②前処理設備
 - ③固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
 - ④燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備
 - ⑤燃焼ガス冷却設備
 - ⑥排ガス処理設備
 - ⑦余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
 - ⑧通風設備
 - ⑨灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
 - ⑩残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
 - ⑪搬出設備
 - ⑫排水処理設備
 - ⑬換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 - ⑭冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備
 - ⑮薬剤、水、燃料の保管のための設備
 - ⑯前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑰前各号の設備と同等の性能を發揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
 - ⑱前各号の設備の設置に必要な建築物
 - ⑲搬入車両に係る洗車設備
 - ⑳電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ㉑前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑯の建築物のうち、⑪、⑫、⑭及び⑯の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

（3）最終処分場

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備と同等の性能を發揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品

(ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。)

⑫前各号の設備の設置に必要な建築物

⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備

⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑫の建築物のうち、①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(4) 最終処分場再生事業

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①管理・計量設備

②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備

③止水壁その他止水に必要な設備

④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備

⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備

⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備

⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備

⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備

⑨消火設備その他火災防止に必要な設備

⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品

(ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。)

⑫前各号の設備の設置に必要な建築物

⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備

⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑫の建築物のうち、①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(5) 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。ただし、地球温暖化対策に資する設備改良に係るものに限る。

ア. ごみ焼却施設

①受入設備

②燃焼（溶融）設備

③熱回収（排ガス冷却）設備

④排ガス処理設備

⑤余熱利用設備

⑥通風設備

- ⑦灰出し設備
 - ⑧焼却残さ溶融設備
 - ⑨給水設備
 - ⑩排水処理設備
 - ⑪電気設備
 - ⑫計装設備
 - ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑭前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品
(ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。)
 - ⑮前各号の設備の設置に必要な建築物
 - ⑯電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- イ. し尿処理施設
- ①機械・電気共通設備
 - ②受入貯留・前処理設備
 - ③主処理設備
 - ④高度処理設備
 - ⑤消毒・放流設備
 - ⑥汚泥処理設備
 - ⑦資源化設備
 - ⑧脱臭処理設備
 - ⑨取排水設備
 - ⑩電気設備
 - ⑪中央監視・計装設備
 - ⑫前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑬前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品
(ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。)
 - ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物
 - ⑮電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

附則

1. 本要領は、平成27年2月27日に施行し、平成26年度予算にかかる交付金事業から適用する。
2. 交付要綱別表1の第2項のエネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備に係る交付率を1/2とする措置は、平成30年度までの時限措置とする。
3. 交付要綱別表1の第3項のエネルギー回収推進施設及び第4項の高効率ごみ発電施設の整備事

業は、平成25年度以前に着工し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第9項の事業を平成25年度以前に実施している場合に限ることとする。

4. 交付要綱別表1の第8項の廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1／2）は、平成26年度以前に着工し、平成27年度以降に継続して実施する場合に限ることとする。

別表 1

I 算定基準

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
工 事 費	本 工 事 費	(直接工事費) 材 料 費 労 務 費 直 接 経 費	<p>別に定める「主要資材単価」の範囲内で事業実施可能な単価を基準とし、環境大臣に協議して承認を得た額。</p> <p>別に定める「職種別賃金日額」及び「工事設計標準歩掛表」の範囲内で事業実施時期、地域の実情等を考慮し環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>直接工事費のうち直接経費については、特許使用料、水道、光熱、電力料（工事施工に直接必要とする分）の費用で環境大臣に協議し承認を得た額及び機械器具損料の合計額とする。</p> <p>このうち、機械器具損料については、別に定める「機械器具損料表」による。</p>
		(間接工事費) 共通仮設費	<p>間接工事費のうち、共通仮設費については、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 (2) 準備、跡片付け整地等に要する費用 (3) 機械設備の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 (4) 仮設工事材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力用水等の基本料金に要する費用 (5) 技術管理に要する費用 (6) 現場事務所、労務者宿舎及び資材置場等の営繕に要する費用（以下「営繕損料」という。） (7) 労務者輸送に要する費用（以下「労務者輸送費」という。）

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額								
			<p>(8) 交通の管理、安全施設に要する費用の合計額をいう。</p> <p>營繕損料については、直接工事費と共通仮設費の合計額（以下「純工事費」という。）から共通仮設費のうちの營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <table> <tr> <td>(1) 純工事費（營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が 500万円以下の場合</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>(2) 純工事費が 500万円を超え 1,000万円以下の場合</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>(3) 純工事費が 1,000万円を超え 3,000万円以下の場合</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>(4) 純工事費が 3,000万円を超える場合</td> <td>1.0%</td> </tr> </table> <p>労務者輸送費については、純工事費から共通仮設費のうち營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p>	(1) 純工事費（營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が 500万円以下の場合	2.5%	(2) 純工事費が 500万円を超え 1,000万円以下の場合	1.9%	(3) 純工事費が 1,000万円を超え 3,000万円以下の場合	1.5%	(4) 純工事費が 3,000万円を超える場合	1.0%
(1) 純工事費（營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が 500万円以下の場合	2.5%										
(2) 純工事費が 500万円を超え 1,000万円以下の場合	1.9%										
(3) 純工事費が 1,000万円を超え 3,000万円以下の場合	1.5%										
(4) 純工事費が 3,000万円を超える場合	1.0%										

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
	現場管理費		<p>(1) 純工事費（營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(9)において同じ。）が 100万円以下の場合 7.0%</p> <p>(2) 純工事費が 100万円を超え 200万円以下の場合 5.5%</p> <p>(3) 純工事費が 200万円を超え 500万円以下の場合 4.3%</p> <p>(4) 純工事費が 500万円を超え 800万円以下の場合 3.3%</p> <p>(5) 純工事費が 800万円を超え 2,000万円以下の場合 2.0%</p> <p>(6) 純工事費が 2,000万円を超え 3,000万円以下の場合 1.7%</p> <p>(7) 純工事費が 3,000万円を超え 5,000万円以下の場合 1.3%</p> <p>(8) 純工事費が 5,000万円を超え 10,000万円以下の場合 0.8%</p> <p>(9) 純工事費が10,000万円を超える場合 前号において算出される額の最高額。</p> <p>純工事費（当該施設の工事に支給品がある場合には、支給品費を加算し、特殊製品（付表）がある場合には、当該特殊製品費の2分の1に相当する額を減額すること。以下同じ。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費が 1,000万円以下の場合 12.5%</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
		<p>(2) 純工事費が 1,000万円を超える場合 10.5%</p> <p>(3) 純工事費が 2,000万円を超える場合 9.0%</p> <p>(4) 純工事費が 5,000万円を超える場合 8.0%</p> <p>(5) 純工事費が 7,000万円を超える場合 7.5%</p> <p>一般管理費</p> <p>直接工事費と間接工事費の合計額（以下「工事原価」という。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。</p> <p>この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事原価が 500万円以下の場合 14.0%</p> <p>(2) 工事原価が 500万円を超え 1,000万円以下の場合 13.5%</p> <p>(3) 工事原価が 1,000万円を超え 4,000万円以下の場合 13.0%</p> <p>(4) 工事原価が 4,000万円を超え 10,000万円以下の場合 12.5%</p> <p>(5) 工事原価が10,000万円を超え 20,000万円以下の場合 12.0%</p> <p>(6) 工事原価が20,000万円を超える場合 11.5%</p>	

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
	付帯工事費	土地造成費 搬入道路等 工 事 費 門 囲 障 等 工 事 費 そ の 他 工 事 費	<p>施設整備の付帯工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>なお、算定方式は本工事費に準じて算定すること。</p>
	廃焼却施設 解体費		廃焼却施設の解体に当たっては、解体工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し、承認を得た額。
	用地費及び 補 償 費		用地取得（別に定める施設の用地費を除く。）及び補償等に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し、承認を得た額。
	調 査 費		調査、測量及び試験等に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額。
	工 事 雜 費		工事費（工事雑費を除く。）に次に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 1.0%
事 務 費	旅 費 及 び 庁 費		<p>工事費（工事雑費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、各対応額の率を適用した場合の額が直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事費が 5,000万円以下の場合 3.5%</p> <p>(2) 工事費が 5,000万円を超え 10,000万円以下の場合 3.0%</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			<p>(3) 工事費が10,000万円を超え 30,000万円以下の場合 2.5%</p> <p>(4) 工事費が30,000万円を超え 50,000万円以下の場合 2.0%</p> <p>(5) 工事費が50,000万円を超え 100,000万円以下の場合 1.0%</p> <p>(6) 工事費が100,000万円を超える場合 0.5%</p>

備 考

事業の工期が2ヶ年度以上に渡る場合、営繕損料、労務者輸送費、現場管理費、一般管理費、工事雑費及び事務費のそれぞれの基準額の算定に関して定める率は、工期全体の工事費（純工事費）に対して適用し、当該基準額は、その範囲内で各年度に配分するものとする。

付 表

特殊製品とは、次のものをいう。

管、弁類、ポンプ、モーター、コンクリート製並びに鉄製杭、計測設備、電気設備、破碎機、圧縮機、切断機、脱臭設備、脱水機、攪拌装置、ウェストバーナー、脱硫装置（主として乾式）、撤水機、滅菌機、ブロアー、ボイラー、加温設備、汚泥かき寄せ機、高压ポンプ、コンプレッサー、熱交換機、反応塔、油圧装置、コンベア、レンガ、ストッカー、灰出し設備、電気集じん機、サイクロン、その他完成された製品として設置することによって効用を發揮するものをいう）。

ただし、現場加工されるものを除く。

(1) マテリアルリサイクル推進施設で電動ごみ収集車等を整備する場合

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
車両費 (充・受電機器 設備費を含む)	購入費	—	2t車を原則とする。 20,000千円×台数

(2) マテリアルリサイクル推進施設のその他の事業

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
その他の施設 及び設備	環境大臣と協 議し承認を得 たもの	—	良好な生活環境の形成及びリサ イクルを重視した街づくりを総 合的に推進するための事業で環 境大臣に協議し承認を得た額。

II 費用の説明

交付対象事業の経費（以下「事業費」という。）は、工事費及び事務費に大別され、工事費は更に本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費及び工事雑費に、また事務費は、旅費及び庁費に分けられるが各費目の内容は次の各号によるものである。

1. 「本工事費」とは

(1) 直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。

(2) 「直接工事費」とは

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の三要素について積算するものをいう。

ア. 材 料 費 工事を施工するに必要な材料の費用で別に定める主要資材単価表を標準とし、買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計額をいう。

イ. 労 務 費 直接工事費のうち、労務費については、別に定める職種別賃金日額表及び工事設計標準歩掛表の標準単価を標準とする。

ウ. 直 接 経 費 工事を施工するに直接必要とする経費でその算定は次によるものをいう。

(ア) 特 許 使 用 料 契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額をいう。

(イ) 水道光熱電力料 工事を施工するに必要な電力、電灯使用料及び用水使用料をいう。

(ウ) 機 械 器 具 損 料 工事を施工するに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で別に定める「機械損料表」による。

(3) 「間接工事費」とは

ア. 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものをいう。

イ. 「共通仮設費」とは、次に掲げるものについて積算するものとする。

(ア) 運 搬 費 工事施工に必要な機械器具等の運搬現場内の器具等の移動等に要する費用をいう。

(イ) 準 備 費 工事施工に必要な、準備、跡片付け、調査、測量、丁張り（調査費に含まれるもの除く。）、伐開整地及び除草等に要する費用をいう。

(ウ) 仮 設 費 機械設備の設置、撤去及び仮道、仮橋現場補修、用水並びに電力等の供給設備等に要する費用をいう。

(エ) 役 務 費 仮設工事、材料置場等の土地の借上げ及び電力・用水等の基本料金等に要する費用をいう。

- (オ) 技術管理費 品質管理のための試験、出来形管理のための測量及び技術管理上必要な資材の作成に要する費用をいう。
- (カ) 営繕損料 現場事務所、試験室、労務者宿舎、倉庫及び材料保管場等の営繕に要する費用をいう。
- (キ) 労務者輸送費 労務者輸送に要する費用をいう。
- (ク) 安全費 交通管理及び安全施設等に要する費用をいう。
- ウ. 「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信運搬費及びその他に要する費用をいう。（特殊製品については付表参照）
- (4) 「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費及び利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、公租公課、旅費及びその他に要する費用をいう。
- (5) 「付帯工事費」とは、当該施設の工事施工に伴い必要不可欠な付帯工事に要する経費をいう。
- ア. 土地造成費は、施設設置に必要な最小限度の用地造成に必要な工事費（準備工事費を含む。）をいう。
- イ. 搬入道路等工事費は、施設設置に必要な最小限度の搬入道路及び構内道路等に必要な工事費（準備工事費を含む。）をいう。
- ウ. 門及び囲障等工事費は、敷地外周の門、囲障等の整備及びその他の工事に必要な最小限度の工事費をいう。
- (6) 「廃焼却施設解体費」とは、廃止された廃棄物焼却施設の解体に要する費用をいう。
- (7) 「用地費及び補償費」とは、工事の施工に必要な最小限度の土地等の買収及び借料並びに工事施工によって生じた家屋、立木、その他の財産権の侵害による損失並びに物権の移転に伴う損失に対する補償に要する費用（補償金に換え直接施工する補償工事に要する経費及び代替用地に対する差額補償費を含む。）をいう。
- (8) 「工事雑費」とは、交付対象事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、賃金、印刷製本費、光熱水料通信運搬費、雜役務費、連絡旅費、及び工程に關係ある職員の給与（退職手当金を除く。）並びにこの費目から賃金又は給与が支弁される者に係る交付対象事業者負担の労働者災害補償保険料等、その他に要する費用をいう。
2. 「事務費」とは、交付対象事業者が事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費及び庁費〔賃金（労働保険料を含む）、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費）、委託料、使用料、賃借料、通信運搬費、監督料及び備品費等の人物費並びに物件費〕をいう。

III 交付対象事業費の算定要領

1. 工事費について

(1) 本工事費及び付帯工事費の区分

ア. 本工事は、次のものについて算定すること。

(ア) 廃棄物の処理に直接必要な設備の設置に係る工事費

(イ) (ア) 設備を補完する設備のうち、管理棟の設置に係る工事費

イ. 付帯工事費は、次のものについて算定すること。

(ア) 廃棄物の処理に直接必要な設備を補完する設備（管理棟を除く。）の設置に係る工事費

(イ) 施設の設置に必要な最小限度の用地の造成に必要な工事費（準備工事費を含む。）

(ウ) 電気、ガス、水道等の引込み工事に係る負担金

(エ) 前各号に掲げる工事等以外のものであって、必要最小限度の付帯工事

(2) 直接工事費

ア. 材料費は、次のものについて算定すること。

(ア) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算することができる。

(イ) 価格

価格は、別に定める主要資材単価表に基づくものとするが、これがない場合には原則として入札時における市場価格とするものとし、これに買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料を加算すること。

イ. 労務費は、次のものについて算定すること。

(ア) 所要人員

所要人員は、原則として現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに算定するが一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものであり、別に定める工事標準歩掛表に基づいて算定すること。

(イ) 労務賃金

労務賃金は、労務者に支払われる賃金であって、基本給及び割増賃金をいうものである。

基本給は、別に定める職種別賃金日額表を使用するものとすること。基本作業外の作業及び特殊条件による作業に従事した場合に支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算することができる。

(3) 特殊製品

特殊製品とは、管理された工場において、原材料を混合及び成型または組立を行う等加工工程を経て生産し、一般に市販されている製品等であって、設計積算に当たって購入（特注を含む。）の上使用することを予定しているものであること。

特殊製品は、交付取扱要領別表1の付表に掲げるもののほか次のものが該当する

こと。

i. コンクリート製品

①ブロック（積、張、平、連節、根固、消波、空胴、縁石、U型、L型、枠、境界、歩道）

②杭（境界、PC、RC）

③板（PC、RC）

④柱（PC、RC）

⑤矢板（PC、RC）

⑥管（ヒューム、PC、RC、無筋コンクリート）

⑦集水桟、街蓋、方格材、RC桟、柵、ボックスカルバート、組立擁壁

ii. 鉄鋼及び金属製品

①桁（I形鋼、H形鋼、溝形鋼、山形鋼）

②杭（H形鋼、钢管、簡易鋼）

③鋼柱（照明、標識）

④矢板（鋼、簡易鋼、钢管）

⑤管（鋼、鋳鉄、コルゲート）

⑥支保工用H形鋼

⑦簡易組立式橋梁、組立式歩道、ライナープレート、覆工板

⑧ガードレール、ガードロープ、フェンス、ガードパイプ、落石防止柵、道路
鋸、舗装用鉄鋼、鋼格子床板

iii. ゴム・合成樹脂製品

①合成樹脂管

②ドレンホース

③吸出防止材

iv. 電気製品

電気材料及び機器

v. その他

①石綿管

②陶管

③視線誘導票、標識、カーブミラー、情報板、吸防音壁、落石防止網、タイル、
消雪パイプ

④継手

vi. 半製品

①生コンクリート

②生アスファルト合材

③凍結防止材

(4) 管理棟に係る工事費

管理棟に係る工事費は、次に掲げるものについて算定すること。

①管理事務室、②管理体制御室、③作業員控室、④試験室、⑤宿直、⑥仮眠室、

⑦浴室、⑧更衣室、⑨湯沸室、⑩食堂、⑪洗面所、⑫換気設備、⑬冷暖房設備、
⑭通信設備、⑮昇降機、⑯その他施設の管理に必要な設備

(5) 構内道路に係る工事費

構内道路に係る工事費は、廃棄物の搬入車輌の搬入・退出・焼却残さ等の搬出及び施設の維持管理に必要な車輌等の通行に必要な構内道路及び必要最小限度の駐車場の整備に要する経費であること。

(6) 構内排水設備に係る工事費

構内排水に必要な設備に係る工事費は、雨水の排除、場内清掃等に伴って生ずる汚水の排除等に必要な設備に要する経費であること。

なお、建築物又は構内道路と一体となっているものについては、それぞれの工事費において算定されるものであること。

(7) 洗車設備に係る工事費

洗車設備に係る工事費は、搬入車輌の単位時間当たりの台数に見合う必要最小限度の設備に要する経費であること。

なお、洗車汚水の処理に係る設備については、排水処理設備に係る工事費において算定されるものであること。

(8) 構内照明設備に係る工事費

構内照明設備に係る工事費は、施設の管理に必要な照明設備（建築物と一体となっているものは除く。）の整備に要する経費であること。

(9) 門、囲障に係る工事費

門、囲障に係る工事費は、施設の管理に必要なものであって施設外周の門、囲障の整備に必要な最小限度の工事に要する経費であること。

(10) 搬入道路等に係る工事費

搬入道路等に係る工事費は、主として廃棄物の搬入、車輌の搬入・退出・焼却残さ等の搬出等に必要な道路等の整備に要する経費であること。

(11) 廃焼却炉の解体に係る工事費

廃焼却炉の解体に係る工事費は、廃焼却炉の解体跡地の全部または一部を活用して新たな廃棄物処理施設（交付対象となる全ての廃棄物処理施設）を整備する場合の当該廃焼却炉の解体に要する経費であること。

また、当該廃焼却炉ダイオキシン濃度が 3 ng/g 以上の濃度の場合にあっては、解体後 5 年以内（解体の翌年度から起算）に上記施設の整備に着手すれば対象となること。

なお、解体撤去に係る費用が新たな施設の整備に要する費用を上回る場合においても交付の対象とすること。ただし、解体後、施設整備計画に定めた期間内に新たな廃棄物処理施設の整備に着手しない場合は、交付金の返還をすること。

2. 事務費

事務費のうち備品費は、原則として取得価格 1 品目 15 万円未満のものについて算定するものとし、15 万円以上のものについては、あらかじめ環境大臣に協議し、そ

の承認を得たものに限って算定することができる。